

# 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年8月2日

鳥取市長 深 澤 義 彦

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

鳥取市公設地方卸売市場再整備事業 要求水準書等作成アドバイザー業務委託

### (2) 業務の内容

「鳥取市公設地方卸売市場再整備事業要求水準書等作成アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約（実施）期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### (4) 見積上限額

金12,760千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) この公告の日以後に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）又は鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- (3) 法人格を有し、かつ本業務委託内容を十分に理解した上で業務を円滑に遂行できること。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び鳥取市税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (8) 平成29年度以降に完了した官公庁が発注する卸売市場再整備に関する検討業務又はPFIアドバイザー業務の履行実績を計5件以上（少なくとも1件はどちらの実績も含むこと。）有する者であること。

## 3 実施要綱等の交付

本件公募型プロポーザルの提案要領（以下「提案要領」という。）及び仕様書は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次のとおり直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和3年8月2日（月）から同月27日（金）までの日（休日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(2) 交付場所

11の担当部局

4 選定方法

鳥取市公設地方卸売市場再整備事業に関する事業者選定・選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者（1事業者）を選定する。

5 参加意向書の提出方法

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加意向書を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和3年8月27日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着とする。）

(2) 提出方法

11の担当部局に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。

(3) 提出部数

8部（1部のみ正本とし、副本7部は複写で可とする。）

(4) 参加意向書を持参する場合は、事前に11の担当部局に電話でその旨を伝え、担当部局が指定する日時に持参すること。この場合において、担当部局への電話は、休日を除く日の午前9時00分から午後5時00分までの間にするものとする。

(6) 必要書類（証明書類は、提出日から3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 参加意向書

イ 会社概要

ウ 関連業務実績書

※記載した業務実績が証明できるもの（契約書の写し等）を添付すること（副本への添付は省略可）。なお、契約書は表面（契約者が確認できる面）のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

※平成29年度以降に完了した官公庁が発注する卸売市場再整備に関する検討業務又はPFIアドバイザー業務の履行実績を計5件以上（少なくとも1件はどちらの実績も含むこと。）有する者であること。

エ 委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合

オ 商業登記簿謄本（写し可）

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3又はその3の3。写し可。）

キ 鳥取市税の滞納なし証明書（鳥取市税の納税がない場合は不要。写し可。）

## 6 企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより提案要領に基づき作成した企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 提出期限

令和3年8月30日（月）午前9時から同年9月10日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着とする。）

### (2) 提出方法

11の担当部局に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。

### (3) 提出部数

8部（1部のみ正本とし、副本7部は複写で可とする。）

(4) 企画提案書等を持参する場合は、事前に11の担当部局に電話でその旨を伝え、担当部局が指定する日時に持参すること。この場合において、担当部局への電話は、休日を除く日の午前9時00分から午後5時00分までの間にするものとする。

(5) 提出期限後における企画提案書等の差し替え及び再提出は一切認めない。

### (6) 必要書類

ア 企画提案書

イ 提案価格書

## 7 審査

(1) 受託候補者の選定に当たっては、提出された企画提案書等のほか、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、委員会が評価を行う。

この評価結果により、最低基準に満たない者を除き、合計評価点が最も高い提案を採用することとし、受託候補者に選定する。

なお、合計評価点が最も高い提案が複数ある場合には、提案価格が低い者の提案を採用することとし、当該提案価格も同額である場合には、くじ引きにより受託候補者を選定する。また、全ての提案が合計評価点の最低基準に満たないときは、受託候補者を選定しないものとする。

(2) 委員会の委員は提案内容を評価し、各委員の評価点の合計を評価点とする。

なお、配点総合計の6割を最低基準とし、これに満たない提案者は、受託候補者に選定しないものとする。

(3) ヒアリングは、令和3年9月15日（水）に実施する。実施場所及び開始時間は、電話及び電子メールにより通知する。

(4) 原則、プレゼンテーション審査の順番は、企画提案書等の受付順とする。

(5) 参加人数は5名以内（新型コロナウイルス感染症の状況次第で変更することもある。当該状況については、日時を決定した際にその内容と合わせて通知する。）とし、説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となる者とする。

(6) 提案者は10分以内でプレゼンテーションを行い、その場でヒアリングを実施する。

なお、機材の準備から撤去までを含む全ての所要時間について、1事業者当たり30分以内とする。

- (7) プレゼンテーションは提出された企画提案書をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。企画提案書と著しく異なる事実が判明した場合、失格又は減点とする。
- (8) プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。その他の必要な機器（パソコン等）は提案者が用意する。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、WEBでの実施を可とし、その方法については希望する提案者と協議する。

## 8 審査結果の公表

選定結果は、参加した全ての提案者に対し、令和3年9月17日（金）付けで書面にて通知するとともに、鳥取市公式ウェブサイトを選定結果を公表する。

- (1) 受託候補事業者の名称及び総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点（社名等は非公開とする。）

なお、審査の経過及び内容に関する問い合わせには応じない。また、選定結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。なお、委員会は非公開とする。

## 9 契約の締結等

本業務委託の契約については、鳥取市契約規則（昭和30年鳥取市規則第3号）に基づき、見積額の範囲内で受託候補事業者と次のとおり締結する。

- (1) 契約締結前に、鳥取市と受託候補事業者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、企画提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補事業者が委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは、認めない。委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ鳥取市の承諾を得ることとする。
- (3) 受託候補事業者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により受託候補事業者と契約が締結できない場合は、7の審査により順位付けした提案者の順に契約交渉を行うものとする。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提案者が、受託候補者の決定前までに、委員会の委員に接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合、失格又は減点とする。
- (2) 本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加希望者及び参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、いかなる場合においても返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、他の用途には使用しない。
- (5) 提出期間以後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。
- (7) 本公告及び提案要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議により定める。

(8) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(9) 公正なプロポーザルの実施が確保できないと認められる場合、審査を中止することがある。

(10) 本業務を受託した者又はこれらと資本面若しくは人事面において密接な関連のある者は、鳥取市場の再整備事業に応募又は参画できない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資している者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業役員を兼ねている場合をいう。

(11) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(12) 暴力団の排除

本業務を受託した者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取市が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取市に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下

請等させること。

(13) その他

その他詳細は、提案要領による。

1.1 担当部局

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課（鳥取市役所本庁舎4階）

電話：0857-30-8283

FAX：0857-20-3947

メール：keizai@city.tottori.lg.jp